

## 近世後期における境界領域の特徴

——長崎唐人屋敷の葛藤・紛争——

熟 美 保 子

はじめに

一六三〇年代以降、「鎖国」体制が開始され、幕府は海外との交流窓口を長崎・薩摩・対馬・松前に限定した。いわゆる「四つの口」と呼ばれるものである。これらは「モノ」の集散地となり、様々な人々が出会い、文化や思想、宗教、情報などが交換・発信される場となった。いわば「境界領域」——異国・異域の人々が接触し、交流する空間——といえよう。

近年の「境界領域」研究は、個別具体的かつ実証的レベルで進められている。ロナルド・トビは、近世の国絵図作製とそれをもとにして幕府が製作した「日本図」を通して、

国境がどのように地図に描かれているかを明らかにした。<sup>(1)</sup> 真栄平房昭は、南の「境界領域」である琉球においては「異国」の立場を保ちながらも、幕藩法の射程範囲に組み込まれるという特徴を解明した。<sup>(2)</sup>

長崎に視点を向けると、荒野泰典は遊女と外国人の男女関係から発生する混血児の問題を通して、「境界領域」の特徴について、種々の言葉や文化が交錯する人・モノ・情報がいきかう場であったことを明らかにした。<sup>(3)</sup> また、近世の長崎については貿易をめぐる研究が進み、膨大な蓄積がある。<sup>(4)</sup> しかし、それだけが「境界領域」としての長崎の特徴ではない。

さらに付言すると、これまでの研究は、ともすれば日蘭

関係に主眼が置かれがちであった。しかし、オランダ船とは比べものにならないほど多くの唐船が長崎に来航しており、そこでは様々な文化交流も行われた。例えば、テールに沢山の皿を並べる卓袱料理、楽器を鳴らしながら唐人の扮装をして踊る「唐人踊り（別名を看々踊かんかんのりという）」や蛇踊り、軽くて簡単に演奏できる楽器「月琴」は、現在の長崎にも受け継がれている。

このように、長崎では貿易活動だけでなく、中国文化も流入して現在にも根付いているのだ。すなわち、日中関係研究の深まりなしには、長崎という都市の実態は解明できないのである。

日本人と唐人が接触・交流することによって、経済推進・文化交流などが生み出されたが、その反面、衝突・対立という負の側面も発生するのは、現代社会を考えても明らかだろう。高山博は現代の問題として、「グローバル化という言葉に象徴される、国家の枠組みを超えた経済活動の急速な統合や人的流動性の高まりは、私たちの日常的な場での異文化接触・交流の機会を増やすと同時に、激しい異文化摩擦・衝突を引き起こす要因ともなっている<sup>(5)</sup>」と述べている。これは近世の日本においてもあてはまるだろう。

本論では、近世長崎の「境界領域」としての特徴を、日中間の衝突の側面から述べていきたい。なお、本文中において「唐人」という用語を使用しているが、これは清朝時代に長崎に渡来した人々に対する、日本側の呼称に基づくことを断っておく。

## 一 「境界領域」へのまなざし

(1) 長崎を訪れた人々が見た唐人屋敷

周知のように、幕府にとって長崎という都市は公的な貿易港としての役割を持っていた。そのため、幕藩権力の執行者である長崎奉行の管理の下で貿易を遂行し、円滑に機能を果たすことが重要課題となる。その結果、「オランダ商館」と「唐人屋敷」が設けられた。

元禄二年（一六八九）に完成した唐人屋敷に、市中に散在していた唐人を収容・居住させ、監視および管理のために多くの日本人役人や番人が配備された。例えば、その名から職務が推測される「唐人番」という二〇人前後の役職は、「地役人」と総称される地元出身の役人である。

彼らは通常は門番の役割を勤めていた。唐人屋敷では、大門（一の門）と二の門（中門）の二段階にわたる厳重な



唐人屋敷大門(上)と二の門(下)

石崎融思「唐館蘭館図絵巻」長崎歴史文化博物館蔵

警備体制が敷かれており、大門では関係役人や門鑑（入館許可証）を所持した者のみが入館を許可された。大門を入り、直進したところに二の門があるが、大門と違って関係役人でも限られた者しか出入りが許可されていない。なお、図を見ても分かるように、大門と二の門の前には高札が設置されていた。<sup>6)</sup>幕府によって掲げられた高札の存在は、たとえ唐人たちの生活空間であっても、唐人屋敷があくまで

幕府の法規制のもとにあることを言外に語っている。

このように、入館に際して厳しい規制がかけられていた唐人屋敷は、いわば日中間の「境界領域」といえるだろう。そうであるからこそ、容易に見ることのできない内部に人々は関心を示すのである。長崎を訪れた民間の旅行者、巡見した大名など公的立場の者、そして長崎奉行などの記録から、唐人屋敷が具体的にどのような捉えられていたか

を順に見ていく。

次の史料を見てみよう。<sup>(7)</sup>

此節唐船十二艘入津し、唐人大ぜひなりし事にて館中にぎにぎしく、日本人へ対し何かチンプンカンの言語おかしく、門にては下官の唐人数人出て見物す。行て日本人をとらへて戯言し、婦人を見てさまざまの身ぶり手まねきしてよろこび、友同士ものいひて笑ふ事なり。

『西遊雜記』は、古河古松軒が天明三年（一七八三）に西日本を旅した際の紀行文である。これを見ると、唐人屋敷は大勢の唐人たちで賑わっており、何人かの下級水夫は門の際まで出て、外の世界を眺めている様子がわかる。彼らの言語は「チンプンカン」で古松軒には理解できなかつたが、「道行く日本人に対して馬鹿にした態度をとる唐人」という印象を受けたようだ。

唐人屋敷の門ではしばしば唐人たちの姿が見られたことが、次の史料からも確認できる。<sup>(8)</sup>

十善寺村といふに、唐人の館あり。三方は空溝を構へ竹垣ねり塀なんとにて囲ひ、表門二の門とて二重に門を立て、唐人番の役人これを守り居たり。唐人三四人

門の際に居たり

尾張商人の菱屋平七が、西日本の名所旧跡について記した道中日記『筑紫紀行』の一節である。彼は享和二年（一八〇二）五月九日に、オランダ商館、唐人屋敷の順にめぐった。三方を溝（堀）・竹垣・練塀で囲われた唐人屋敷には、「表門」と「二の門」があり、唐人番という役人が警固している。そして、門の側には三～四人の唐人が立っているという。旅行者にとって、唐人屋敷の門は容易に越えられない仕切りではあるが、同時に唐人たちの存在を実感できる場でもあった。

長崎には個人的な関心による旅行者だけでなく、公的な立場でやって来る者もいた。例えば、文化十一年（一八一四）の伊能忠敬を中心とした巡見使一行や、京都の土御門家の役人なども長崎を訪れている。もちろん、公的な訪問であるため、一般の旅行者と違って彼等は唐人屋敷の内部までも見学でき、ある種の異国体験が可能であった。次の史料を見てみよう。<sup>(9)</sup>

唐人二三輩出て長揖して饗導す。坐敷には毛氈をしきつめたり。案内の通事人高尾嘉左衛門、その子兵右衛門、華語にて唐人とかたる。即ち茶を瀾していだす。

味ひはなはだ淡薄なり。饅頭、カステラ、荔枝、龍眼肉等の果子を案に盛りて三十膳ほど座敷の中央にならべおく。彼国の風と見えたり。この中に四ツ人形の如きかざりものあり。四隅ともに大根のつくり花なり。唐人どもの給仕にて我等まで賞味す。游撲庵が学才かねて聞けども、ゆるしなれば臂を交へて筆談する事を得ず、唯目礼して退く。恨恨に堪えたり。

明和二年（一七六五）、他藩に漂着した水戸藩の者が長崎へと送られ、その二年後に、水戸藩の地理学者である長久保赤水が受取りに向かった。これはその際の旅日記の一節である。一〇月一日にはオランダ商館と唐人屋敷を見学しているが、他の紀行文などを見てもオランダ商館から唐人屋敷へという順番が多く、見学ルートとしてパターン化されていた可能性が考えられる。

さて、長久保赤水は唐人に案内され、毛氈の敷かれた座敷に通され、うす味の茶で接待された。また、座敷の中央には饅頭・カステラ・荔枝・龍眼肉等の「果子」が盛られた皿が三〇ほど並んでいて、唐人に給仕されながら口にしたという。当時の日本人は、あらかじめ一人ずつの膳に分けて食事をする習慣で、その場で大皿から取り分けて食べ

るという行為に、長久保赤水は「異国」の風習を感じたのかもしれない。

なお、食べ物にはとくに「異国」の文化や風習などを実感することができる。天保五年（一八三四）四月二三日に、唐津藩主が唐人屋敷を巡見した際の献立が残っている。<sup>(10)</sup> 中には「えんす」入り豚のすまし煮・ふかひれ入り豚煮などの煮物類、うどん、杏子の種子・くり・青梅の蜜漬けや菊の花形饅頭などの菓子類、あわせて三四種類が見られる。

ここで、大名による唐人屋敷の巡見についても見ていきたい。享保五年（一七二〇）八月に、福岡藩主の黒田継高が唐人屋敷を巡見している。<sup>(11)</sup> 長崎警備を担当する各藩主にとって、このような見分は必須の行事であった。長崎の沿岸警備などを担当した島原藩主も定期的に長崎を訪れ、参勤で江戸を訪れた時に老中へ報告している。<sup>(12)</sup> 藩主達は長崎で奉行と面談し、沿岸の警備状況を見回り、オランダ商館や唐人屋敷にも入館したのだ。

同じく長崎警備を担当した大村藩主も同様である。安永五年（一七七六）二月二六日のオランダ船入港を受けて、大村藩主の澹哲は長崎に赴き、二八日にはオランダ商館、

唐人屋敷の順に見学が行われた。大村藩の藩政史料集によると、「清館二入り 検覧悉ク終り、納涼室ニ於テ奏樂揮毫ヲ觀ル、清客各種ノ菓子ヲ供ス、因テ清人ニ酒錫ヲ賜フ」と、唐人屋敷に入館し一通り見学した後、樂器の演奏や書画を見て、様々な菓子を供されたという。

同様に、唐人屋敷で長崎奉行に出された献立も分かっている。<sup>(14)</sup>「えんす」京造り豚の煮物や塩豚、紅白砂糖漬け梨や桂花形団子など、全部で四三種類も出されたらしい。ちなみに、先ほども登場した「えんす」とは「燕巢」、すなわち中華料理の高級食材として名高い「つばめの巢」のことである。「ことに燕巢の醋のものなどハ、唐にてもいっての賓客にあらざればつかハざるものまでも饗応す<sup>(15)</sup>」とあるように、当時から燕の巢は高級食材で、唐人屋敷を訪れた來賓への饗応料理に使用されていた。なお、「長崎奉行彼地寄着以後一年在勤の内、何れの方ニ而も例により此大饗あるへし<sup>(16)</sup>」とあり、長崎奉行の任期中に、一度はこのような形で招待されることが慣例であったようだ。

以上の事例からわかるように、長崎を訪れた人々は日常とは違う異国性に関心を示している。

## (2) 長崎奉行と唐人屋敷

次に、長崎という都市を支配し異国との交渉も行った長崎奉行が、その中に存在する唐人屋敷という「境界領域」をどのように考えていたかを、一八世紀末から一九世紀初頭を中心に考察していく。<sup>(17)</sup> そのためには、管理・統制面を含めて、唐人屋敷の状況を見ていく必要があるだろう。

この時期になると、唐人の市中徘徊という問題が長崎奉行をはじめ諸役人を悩ませていた。寛政八年（一七九六）の史料に「四月六日唐人共大勢爰元柵外江罷越、何歟怪敷様子見請候ニ付心付罷在候処、本籠町又蔵と申もの江紙包相渡候ニ付早速相糺候処、麝香皆掛百拾八匁請取候<sup>(18)</sup>」とある。四月六日に大勢の唐人が唐人屋敷の柵を越え、又蔵に麝香の紙包みを渡して一八匁を受け取る密貿易が行われた。また、文化六年（一八〇九）一〇月一日にも多くの唐人が門の外に出て、その上、出入りのチェックも受けられないような状況があった。<sup>(19)</sup> 唐人屋敷の設立直後から一人、あるいは数人で密かに堀を越えるなどの事件は発生していたが、この時期になると集団で門を強行突破し、市中に出るというように変化していった。すなわち、唐人屋敷という「境界領域」での管理機能が低下していたといえよう。も

ちろん、長崎奉行はただ手をこまねいていたわけではない。次に、歴代の長崎奉行ごとにその対応を見ていこう。

①土屋紀伊守廉直

長崎奉行としての任期は、文化六年九月～七年九月、文化八年九月～九年九月の二度である。土屋は文化六年（一八〇九）一二月に、唐人屋敷に滞在している船主たちを呼び寄せ、「無用之唐人罷出候様被仰付候」と、唐人たちの外出を制限した。さらに翌月には、続けて次のような対策も講じている。<sup>(21)</sup>

近年漕者共風儀不宣、船々修理中最寄の市中・郷中エ徘徊シ、或ハ漕船ノ節多人数上陸シ、農家ニ立入、所々致横行ノ趣達聴聞、畢竟密売の手段ナリト有テ、以後猥リニ致徘徊問敷、且滞船中法度ヲ守リ、呑水汲取ノ漕者四、五人ノ外不可上陸、若此上違背ノ者於有之ハ、搦メ取可被處嚴科ノ旨、正月以御手頭嚴ク諸船主エ被仰渡（後略）

唐人たちが市中を徘徊し、農家に立ち入るなどの行為もある。水汲みの水主四～五人の上陸にするという集団による唐人屋敷からの外出・徘徊事件があいついだため、あらかじめ全員の下船を禁じ入館者数を減らしておく

ことで、防止策をとったのである。

しかし、この対策は機能しなかったのか、あいかわらず「在留唐人共不法相働門外に赴」と、唐人の違法外出は多かったようだ。文化七年（一八一〇）五月に、さらに次のような申し渡しを追加している。<sup>(22)</sup>

在留船主江

唐人猥リニ門外いたし、番所詰候者制方用ひさるよし、不埒之至リニ候、以来門出之唐人召捕候條、時宜ニ寄底請候儀可有之、其節後悔致問敷、右之趣在留船主共江通事を以急度申渡、請書取之可差出旨可申渡候

午五月

この史料によると、無許可で外出した唐人を捕らえる際に負傷させてしまう場合もあると、船主たちにあらかじめ断っている。もちろん、この申し渡しを唐人全員に広めることで、不法行為への抑止効果を狙ったのであろう。

しかし、あいかわらず唐人たちの市中徘徊は続いていた。二度目の任期中である文化九年（一八一二）八月には、「唐人外出御差留之処、制候役人江法外致懸候」と、外出を制止する役人に対して騒動を起こしている。この事件は通詞を介してオランダ商館にも情報としてもたらされ、土屋は

「非常に怒り、直ちに大村から三〇〇人の兵士、筑前から三〇〇人の兵士、肥前から三〇〇人の兵士を招集<sup>(24)</sup>して唐人屋敷の警備にあたらせたという。そして「同勢唐人館前出張、致法外候唐人悉く召捕入牢被仰付厳命被仰渡、唐人共奉恐入取静候哉<sup>(25)</sup>」と、不法行為を行った唐人は捕らえて牢に入れよ、との厳しい対応を命じて騒動は鎮まった。

なお、土屋は文化九年（一八一二）に外国人犯罪者に対して、次のような「国禁」の規定を設けた。<sup>(26)</sup>

是迄之姿に而者、国禁申付候者、再渡来仕候而も、多人数之儀ニ付難見分、其儘在留仕候もの有之間敷共難申候間、其節之目印ニ相成候ニ付、入墨申付候方可然奉存候

唐人たちは一度に大人数で入港するため、かつて国禁となった者が万一来航したとしても、見分けがつかない可能性もある。そこで、国禁を申しつけられた者には目印として、入墨を入れることが決められた。その入墨も、「左之手首より入墨の間、三分程長サ壹寸五分幅五分ニ御座候而目立候所ニ付<sup>(27)</sup>」と、左手首から三分ほどの目立つ所に、長さ一寸五分・幅五分の線と決められた。こうして無許可で外出した唐人は捕らえられ、国禁（再渡来禁止）処分とな

って入れ墨を入れられ、日本の法によって犯罪者として扱われることになるのである。

## ② 曲測甲斐守景露

長崎奉行としての任期は、文化三年三月～四年九月、文化五年九月～六年九月、文化七年九月～八年九月の三度である。このうち曲測の三度目の就任時は、唐人たちへの規制が行き届かない状態にあった。そこで、着任直後に早速、次のような申し渡しを唐人に対して行っている。<sup>(28)</sup>

近年猥ニ門出いたし不束之至リニ付、此末壹人たり共門外致間敷候、万一押而罷出候者於有之ハ、直ニ召捕候條其旨相心得、此度帰唐之上ニ統申談、冬船入津之上御法相守、不法無之様可致候、此段前廣申渡置候

午九月

長崎奉行就任にあたり、唐人の市中徘徊が増加している状況に対して、今後は外出を規制し、万一違反するような場合には即刻捕らえる事を決定した。そしてこの事を、帰国後に広めるようにと申し渡した。つまり、現在の滞在者はもちろん、今後来航する唐人たちに対してもあらかじめ予防策をとったのだ。

さらに念を押すように、同じ年の一二月一日にも次のよ

表1 文化7年(1810)の市中徘徊

日付	徘徊者	内容	処分	典拠
5月12日	不明	唐人が不法に門外	不明	「唐人番倉田氏日記」
7月23日	江勇弟・方得禄・陳迎春	市中徘徊	国禁	『犯科帳』6巻274頁
8月11日	鄭代暢・張光友・魏利弟他14人	市中徘徊	国禁	『犯科帳』6巻275頁

注：「唐人番倉田氏日記」は長崎歴史文化博物館所蔵の筆耕本を参照した。

うな申渡しを船主たちに行った。<sup>(29)</sup>

唐人屋舗規定之儀者追々申渡、寛政三亥年七ヶ條申渡置候処、近頃多人数猥ニ門致出入探改等茂難行届、船々修理之節其外無謂市中散在いたし、時ニ寄乙名并通事共、且門番人其外役人共申論候義茂不聞受候義茂有之由、心得違之至ニ候間、当冬船入津候ハ、在館船主共より一船限乗組之者共江、日本之御法堅ク相守、門出入者勿論、市中散在又者寺社參詣之節茂、不埒之義無之様、尤密賣之儀者御制禁候之處、是迄隱物持渡、度々改出ニ相成候得共、以後共弥及見聞候次第、嚴重ニ相改取上候間、右之趣得与可申渡置候寛政三年(一七九一)に唐人屋

敷の規定が申し渡されたものの効果が無く、違法な市中徘徊が続き、門番・役人の言いつけを聞き入れない状態であった。そのため、幕府法の遵守、外出・市中徘徊への制限、密貿易の禁止を嚴重に申し渡した。ちなみに、ここで「密賣」の語が出ているが、曲淵は「唐船在留中、工社不取締之儀有之、市中徘徊いたし、密請之手段いたし、市中之者共茂利潤ニ迷ひ、不届之至ニ候」と、市中徘徊が明らかに密貿易の手段の一つになると認識していた。

このように、曲淵が長崎奉行に就任した直後の九月・二月と、続けて同様の申し渡しを行ったことから、密貿易へと発展しかねない市中徘徊への取締りを、急務の課題とした事は明らかである。なお、表1は文化七年(一八一〇)における唐人の市中徘徊の記事を表わしたものである。三件の事件が発生しており、特に曲淵就任直前の八月の市中徘徊は、十数人の団体であった。

### ③金沢大蔵少輔千秋

長崎奉行としての任期は、文化一三年九月～一四年一月である。金沢も唐人の市中徘徊に対して、発見次第捕らえるという厳しい方針をとっていた。この点は、「中国人たちがそれ(日本の法―著者)に不服ならば、彼らは来な

いでいけばよい、しかし、彼らが当地へ貿易のために来航したいのならば、日本の諸法令にしたがわなければならぬ<sup>(31)</sup>」という金沢の見解が、如実に示しているだろう。なお、この時期の唐人屋敷の取り締まりについては、『長崎オランダ商館日記』にも詳しく記されている<sup>(32)</sup>。

中国人たちは、数年来、力づくで唐人屋敷の門を通じて、市内を徘徊していたが、今やそのようなことは厳しく禁じられた。そして許可なく外出した者はすぐに縛り上げられ、牢屋へ連れて行かれ、ふたたび来航することを禁じられる。そして、彼が二度とふたたび来航しないために、彼は、識別できるようにするために、腕に二つの焼印を捺される。したがって彼はふたたび来航すれば、生命を失うことになる。

外国人犯罪者への対処方針は、オランダ商館にとっても無関係のことではなく、関心を持って情報を集めていたようだ。また金沢は「外出致候唐人ハ見当次第召捕差出候様筋役人江被仰渡、唐館二之門内江垣を結び、嚴重ニ御取計有之候<sup>(33)</sup>」と、唐人の居住空間である「二之門」の中に垣を設け、さらなる厳重な警戒体制を敷いた。すなわち、現在の大使館などと違い、二の門の内部であっても幕府の支配

が及ぶ空間であったといえる。

#### ④容認する奉行

これら三人の長崎奉行の動きから、厳しい対応を試みてはいるものの一年後の奉行交代時には、唐人たちへの規制がすでに効かなくなっている状況が繰り返されていることがわかった。さらに、長崎奉行の対応の厳しさにも個人差があった。以下、『唐人館騒動一件』から見ていこう<sup>(34)</sup>。「牧野様御在勤兼而文雅御好之由ニ而、唐人踊御見物相初候由、唐人退屈之様子ニ思召、折々門前近所迄外出仕、無御構、已然之通自由相働候」と、文化一〇年九月〜一一年九月に奉行を勤めた牧野大和守成傑は、唐人踊りを見物するなど中国文化に関心があり、唐人たちも館内ばかりにいては退屈だろうと、外出に対しても一定の自由を認めていたという。

また、金沢の奉行時代に二の門内に垣を設けたことは先述したが、その後長崎奉行に就任した筒井和泉守政憲は、次のような対応をとった。

筒井様<sup>(35)</sup>在勤中之次第は左之通有之候、金沢後筒井思召雲泥之違ニて、二之門内有之候ては不便利ニ付、取拂方願之通早速御聞濟、市中勝手ニ致出入交易仕候付、

唐人は勿論地之者迄も殊之外難有申立候由（後略）

このままでは不便だろうからと、唐人たちの願いを受け入れ、この垣を取り払うことにした。それを金沢奉行とは雲泥の差だと、唐人たちはもちろん、長崎市中の人々も喜んでいるといふ。「嚴重ニ御取計有之候処、市中評判は不宜候」と、取り締まりの嚴格化が評判の悪化を招いたといふことは、長崎市中の人々も唐人の市中徘徊をむしろ望んでいたといえる。もちろん、密貿易の問題がその背景にあるのだろう。その後、「筒井様より者甚猥ニ相成、市中勝手ニ致徘徊候而已ならず、唐物種々之品持出交易等いたし候、中二者懇意之かた多出来、寝泊までいたし候」と、市中徘徊だけにとどまらず、長崎の住民と唐人の交流は親密なものとなり、その過程では唐物の私貿易も行われていた。このように取締りの実態を見ていくと、長崎奉行によって唐人への対応が一貫していなかった事がわかる。それはいくつかの要因が考えられる。

第一に、長崎という都市の地域利潤が、貿易と切り離せない点である。すなわち、貿易のために来航する異国人との関係性は、長崎の経済に影響を与える。長崎奉行は貿易を成り立たせ、地域社会の利益も考慮しなければならぬ

立場であるため、厳格な対応が困難になると考えられる。

第二に、遠国奉行の一つである長崎奉行は、江戸幕府から派遣される役人であり、任期を問題なく勤め上げたいというのは、どの奉行にも共通した思いである。しかし貿易改革は、ともすれば異国人の反発を招く場合もあった。一七七〇〜八〇年代に出島に滞在していた商館長イザーク・ティツィングは、書簡の随所で長崎奉行在任中に亡くなった戸田出雲守氏孟について、次のように酷評している（数字は引用ページを示す）<sup>36</sup>。

奉行戸田出雲の取扱いには非常に不満（49）／閣下の悪しき友人であった戸田出雲守（57）／奉行戸田出雲によって被った無礼と恥辱（123）／忌まわしい奉行戸田出雲のひどい扱い（131）／私は憎むべき戸田出雲を呪っています（141）

厳しい貿易改革を断行した戸田は、ティツィングから忌み嫌われた。このように在任中に唐人たちの反発を受けて、騒動（暴動）などへ発展することを恐れるあまり、嚴重な対処ができない奉行も出たのではないだろうか。

このような長崎奉行の試行錯誤にもかかわらず、騒動はしばしば発生している。次に「境界領域」の特徴を、騒動は

という不法行為から見ていこう。

## 二 「境界領域」をめぐる警備の問題

### (1) 警備の強化

市中徘徊がしばしば発生する長崎の状況に対して、法による規制だけでなく、具体的にどのような警備体制がしかれていたのだろうか。まず、長崎警備について概観しておこう。先述したように、「鎖国」下における幕府の直轄地長崎は、外国との重要な貿易・情報の窓口として位置付けられ、オランダ船と中国船に限って、通商のための来航が許可されていた。このような外国との接点では、当然ながら嚴重な警備体制が必要とされる。その結果、長崎奉行が常駐制となり、九州防衛の総責任者として位置づけられた<sup>37)</sup>。実務としては、寛永一八年(一六四一)二月に福岡藩に長崎の警備が命じられ、幕府から石火矢・大筒および弾丸などが貸与されその任にあたった。翌年は代わって佐賀藩に長崎警備が命じられ、前任の福岡藩から石火矢、その他の武具を受け取り警備を務めた。次の寛永二〇年に再び福岡藩に命じられて以後は、福岡藩と佐賀藩が一年交代で勤めることが決定し、両藩の幕府に対する軍役の一環として、

幕末に到るまでこの体制が維持されることとなった。

ところで、長崎警備については研究が進み、特に福岡・佐賀藩の役割についてはかなり解明されてきたといえる<sup>38)</sup>。

しかし、地理的にも長崎市中に最も近いはずの大村藩の警備への関わり方は、あまり明らかになっていない。そこで本論では、大村藩の役割に焦点をあてながら、一九世紀初頭の唐人屋敷の動向を明らかにしていく。

大村藩はもともと長崎市中を領地としていたが、幕領になったために、肥前国彼杵郡二七、九七三石に移った。外様の小藩ではあるが、居城が最も近距離にあることから、福岡・佐賀藩と共に、大村藩にも長崎の警備が軍役として課されている。一七世紀の警備内容については、表2に挙げておいた。異国船入津に対する警備、大村にある牢屋に外国人犯罪者を収監すること、長崎市中への七つの入り口(二瀬口・馬込口・茂木口・大浦口・清水口・井良林口・西山口)の警固などを担当していた。

次に、本論で対象とする一九世紀における大村藩の長崎警備について見ていこう。この頃になると、日本近海へ中国・オランダ以外の異国船も度々来航するようになった。対応に迫られた幕府は、大村藩にも協力を要請し、表3の

表2 大村藩の長崎警備(唐人屋敷建設前)

1613年	長崎のキリシタン取締を命じられる。
1614年	大坂冬の陣に際して、長崎警備を命じられる。
1637年	肥前有馬一揆で長崎警備を命じられる。
1640年	南蛮船1艘入津のため、長崎警備を命じられる。
1647年	南蛮船2艘入津のため、長崎警備を命じられる。
1656年	異国船長崎入津のため、長崎警備を命じられる。
1662年	長崎奉行より、異変の際の警備を命じられる。
1668年	長崎奉行より、異変の際の警備を命じられる。
1673年	イギリス船1艘入津のため、長崎警備を命じられる。

〔九葉実録〕巻之六(〔九葉実録〕第1冊、144頁)より作成

表3 大村藩の長崎出兵

享和元(1801)	9月	五島沖に異船が漂着。大村藩より3艘156人が伊王島に待機。
3(1803)	7月	米船1艘が高鉾島沖にて通商を要求。雄城左膳の1隊8艘・稲垣主膳の1隊を松島へ派遣。
文化元(1804)	9月	レザノフが来航。大村兵部以下775人、38艘を福田浦へ派遣。
	11月	ロシア人が梅ヶ崎に上陸。大浦口・十善寺口を450人で警衛。
4(1807)	4月	米船来航。雄城左膳1隊150人を長崎へ、松田土佐之丞1隊を松島へ派遣。
5(1808)	8月	英船フェートン号来航。奉行よりの戒厳令で、大村からも出兵。
9(1812)	8月	清国の暴動に備え、長崎より出動要請。

〔九葉実録〕第5冊より作成

ような警備兵の派遣となった。

一例として、文化五年(一八〇八)のフェートン号事件から、大村藩の動きを見てみよう。八月一五日にオランダ国旗を掲げた外国船が来航したため、奉行所から役人が確認に向かったところ、この外国船はオランダ船ではなく、実はイギリス船である事がわかった。もちろん、警備の強化が図られることになり、大村藩も主軸である佐賀藩と共に警備にあたって<sup>39)</sup>いる。「大村上総之助へも人数差出、陸地相固候様申達」と、警備のための人員派遣が大村藩主に命じられた。これを受けて、翌一六日には「早速陸地固人数船手の固差遣」と、陸海警備の人員が大村藩から派遣された。また、「私儀、甲冑支度に罷越御奉行所相守候様、彼地差置候家来共へ図書頭より被相達候段申越、今早々申刻承知、依之早速支度領内時津へ渡海罷越積にて、今夜寅の刻出船仕度」と、長崎駐在中の大村藩家来を通じて達しがあった。すなわち、藩主である大村上総之助自らも、奉行所警備のために長崎に赴くようにとのことである。そこで一七日の夜に大村藩主も出発する予定だったが、天候の関係から長崎に行く事はできなかった。その後、「船出帆に影見隠候に付、固人数船手共引払候様、彼地差置候私家

来のものへ松平図書頭被申候、依之追々人数船手共引取申候」と、イギリス船が出帆したために、八月一九日には警備兵の引き上げが決められた。

それでは先述した市中徘徊の問題には、大村藩はどのように関わったのだろうか。度々触れを出しても、「御手頭を以被仰付候處、當時ハ相収候得共、其後丸荷役等之節追々門外仕候」と、直後には静まるものの再び唐人の徘徊事件は発生し、状況は改善されなかった。「唐人ども十人ばかり此辺に徘徊して相共に笑語す。唐音の中に和語を用うる者もあり」と、旅行者でさえも遭遇するほど唐人の徘徊は日常化しており、日本語を話す者さえ出てくるほど、接触の多さがうかがえる。

さらに市中徘徊の問題は、文化七年（一八一〇）八月一日に次のような騒動にまで発展した。「大門メ切候様被仰聞直メ切候處、官内唐人共両番所格子打破り門外致居候、残唐人ハ逃入、其上大勢ニテ御檢使始捕方見掛、石・割レ木杯投掛」と、徘徊を防止するために唐人屋敷の大門を締め切った。すると、腹をたてた唐人たちが番所の格子を打ち破ったり、役人に石や木材などを投げるなどの暴力事件をおこしたのである。

このような不穏な長崎の状況に、地役人だけでは唐人の不法を制することができず、大村藩にも軍役の一環として、唐人屋敷の警備が命じられる事となった。「是迄猥ニ市中致徘徊候儀、度々有之（中略）此度、大村上総介被仰付、御番所出来候付、徘徊等堅相慎可申候」と、市中徘徊防止のために番所が建設される事になった。

この警備について、もう少し詳しく見ていこう。文政三年（一八二〇）六月一九日に、江戸の老中水野出羽守忠成から大村上総介純昌にあてて、二通の指令が出された。

（史料A）

長崎市中平常之備并唐人屋敷為取締、右屋敷門前江勤番所取建、向後家来共罷越、為相守可被申候、尤非常之節ニ長崎警固之儀者、可為前々之通候、番所取建方并家来人数交替等之儀ハ、長崎奉行可被承合候

（史料B）

従前々長崎表之御用被相心得、在邑重之勤向にて、弥此度彼地之勤番をも被 仰付候、付而ハ以來於当地外御用被 仰付候儀、先つ者有之間敷候間、弥彼表之勤方専一二可被心掛候

（史料A）には、長崎市中および唐人屋敷の取り締まりの

ために、大門の前に勤番所を設立し、家来を動員して警備を行うことが書かれている。そして非常時には、従来通り長崎市中にまで範囲を広げて警備を行うことも加えられている。(史料B)では、長崎市中以外の軍役は免除するかわりに、唐人屋敷の警備に専念することが書かれている。

これを受けて、文政三年一〇月五日より勤番所の建設が開始され、一一月五日に完成した。<sup>(46)</sup>『唐人館騒動一件』によると、勤番所は間口一〇間・奥行き六間の惣瓦葺きで、弓・長柄などの武器類も備えられている。また、その脇の浜辺には台場を設けて大砲を二つ設置するなど、異国船来航に対しても警戒を行っていたようだ。この勤番所では終日八人ずつの大村藩兵が番をし、門から出ようとすると唐人を制止する事が義務づけられている。次の史料を見てみよう。<sup>(47)</sup>

御番所之儀、昼夜無懈怠可相勤、雖為夜中御番之戸を明置、不寝番をいたし、請取之場所切々見廻、若狼藉者又は手負たる輩、惣て不審成者於来は、出向留置之、早速、御役所江申達可得差図、縦廻場ニて無之候共、近所二候ハハ罷越取計、其上ニて廻場之番え可相渡候事

この史料によると、勤番所の戸は夜中でも開けておき、不眠で警備にあたり、狼藉者・不審者などがあれば拘留し、役所の指示を仰ぐ事が規則にもりこまれた。また、「唐人屋敷門前勤番所詰番士之儀、三十日交代被 仰出為相勤候<sup>(48)</sup>」と、三〇日交代での勤務も決められた。もちろん、騒動や異国船来航などの非常事態の対処については、「不寄何事御役所より可得差図之<sup>(49)</sup>」と、奉行所からの指示を受けなければならなかったのは言うまでもない。

一方、対する唐人側は警備強化の状況をどのように捉えていたのだろうか。『唐人館騒動一件』によると、勤番所の設立によって外出をとめられることになった唐人たちが、不満を抱いていた事がわかる。そして、「大勢唐人共之内より申候者、大公儀より外出御差留ニ無之、田舎大名之心得ニ而外出不為致、難渋之趣種々雑言等申立」と、「大公儀」(幕府)ではなく、あくまで「田舎大名」(大村藩)によって外出が差し止められたと、多くの唐人が語っているという。この認識の真偽については定かではないが、少なくとも、現場を担当している大村藩への不満は大きかっただろう。それが次のような騒動を生む要因となったといえる。それでは、勤番所の設立によって発生した唐人屋

敷の大きな問題について見ていこう。

(2) 騒動の実態

文政三年(一八二〇)一・二月初めに勤番所が完成し、同

表4 勤番所設立直後の唐人騒動

文政3	1820	11月27日	数十人が礮・薪を勤番所に投げつける
文政3	1820	12月14日	5・6人の唐人が棒を持って市中へ出る
文政3	1820	12月19日	礮・瓦を勤番所に投げつける
文政4	1821	2月6日	館内の唐人が棒・薪・石瓦を投げつける
文政4	1821	3月7日	唐人百人ほどが大村藩士と争う
文政4	1821	3月27日	市中徘徊の唐人を制したところ反抗
文政4	1821	3月28日	数十人の唐人が番所に押し寄せ暴動
文政4	1821	4月13日	数人の唐人が門前で騒動
文政4	1821	4月16日	数人の唐人が門前で騒動

『九葉実録』第4冊・『唐人館騒動一件』より作成

月二日から多勢の大村藩兵が詰め始めた<sup>(50)</sup>。しかし唐人たちは唐人屋敷の警備強化に不満を抱いており、勤番所設立直後から度々騒動が発生していた。それを一覽にしたものが表4である。勤番所設立からわずか半年で、九回もの騒動が唐人屋敷内で発生している。月平均一・五回のペースでは、処分が一段落する間もなく次の騒動が発生していたと考えられ、長崎奉行をはじめ役人たちの困難がうかがえる。

このような唐人たちの不法行為に対して、長崎奉行は次のように考えていた。<sup>(51)</sup>

此間中取騒候付、以来唐人罷出多人数ニ而竹鎗を以及手向候ハハ、弓ニ而射取候而茂宜敷御座候哉、鎗・刀ニ而切突可申哉之段、御奉行所へ伺有之候之処、射取候儀者勿論、成丈穩便ニ取計候儀、可然段御答御座候者、異国人之事故切捨候様与之御沙汰ニ者難被及候得共、御内心者内分之心得ニ而、不法いたし候唐人者三人五人茂切捨候得者、日本之武威相響事治り可申之処、御番所御建候御趣茂相立不申、苦々敷思召(後略)

文政四年(一八二二)三月七日に発生した騒動後の、長崎奉行と大村藩のやりとりである。大人数で竹槍などの武

具で抵抗してくる唐人たちを、「弓で射したりあるいは刀で切りつけてもいいか」と大村藩が尋ねたところ、「異国人の事なのでなるべく穏便に取りはからうように」との返答である。もちろん、大村藩も「切り捨てるように」とまでは表明できない長崎奉行の苦しい立場に理解を示しているが、不法者は切り捨てた方が日本の「武威」が示され、騒動も鎮まるだろうと内心では考えていた。すなわち、当時の日本側の対応は具体的な行動に移すことを躊躇していたのである。その背景に、不法唐人への処分については一八世紀前半と同様、「異国人のこと」という意識が影響していたのであろう。<sup>(52)</sup>

それから一月もたたない三月二八日に、数百人の唐人たちが暴拳に出る騒動が発生した。そこで長崎奉行は、唐人船主に次のような申し渡しを行った。<sup>(53)</sup>

去月廿八日、唐人騒動後ニ御奉行所より検使を以唐人船主江被仰渡候者、致不法候唐人切捨之儀、大村家より度々申出候得共是迄者差許不申候処、已来於致法外者無用捨切捨不苦段及沙汰置候、依之心得違無之様工社共江厳重申通候様、上意之趣通詞より申渡有之候、尤大村様江者右切捨之御沙汰無之由相聞申候

不法を行った唐人の切り捨てについて、大村藩から度々その要請があったもののこれまでは許可しなかったが、今後は容赦なく切り捨てると告げている。先ほどの大村藩とのやり取りにあった、「なるべく穏便に取りはからうように」との言葉とは正反対である。実際に大村藩に対して、切り捨ての沙汰はないということからも矛盾がある。

ところで長崎奉行は、「従御役所者、是迄右唐人一件江戸表江被仰上候義者無御座（中略）表立候而者不容易事ニ茂至候故、都而内済ニ而相済<sup>(54)</sup>」と、唐人屋敷内での唐人たちによる一連の不法行為を、江戸には知らせず内済で処理していた。騒動の頻発している状況を知らせることで、自らの責任問題にまで発展することを恐れたということもあるだろう。実際の警備を担当していた大村藩、不法行為を起こし続ける唐人、そして幕府という三者の間で、長崎奉行が板挟みになり苦悩する様子がうかがえる。

このように、市中徘徊を防止する目的で勤番所を設立した事が、さらなる不法行為を招くという逆の結果を生んでしまった。そのため文政六年（一八二三）三月に、老中から大村藩主に対して次のような書付が出された。<sup>(55)</sup>

長崎唐人屋敷前勤番所江是迄家来共差越為相守候得共、

以来長崎奉行方ニ而勤番申付候間、家来共差越三不及候、委細長崎奉行江被承合、勤番所引渡候様可被致候勤番所の警備の役割を、大村藩から長崎奉行へ引き渡すようにとの老中からの指示である。その理由として、長崎奉行土方出雲守の言上書に次のように書かれている。<sup>(56)</sup>

長崎唐人屋敷門前江も、大村上総介持之番所新規二取建、右家来詰方有之、唐人共猥りニ門出不致様為相守候所、唐人共騒立、不法之始末有之、其故二哉翌未年三月、出羽守殿御書取を以、唐人屋敷前番所江右家来差越三不及、長崎奉行江勤番所引渡可申旨上総介江被仰渡、長崎地役人詰方申渡并平戸見張番所之儀もメ切置、當分之内領主松浦肥前守江御預被成候旨被仰渡、其後取払ニ相成申候

勤番所の引き渡しの理由として、大村藩によって警備が行われていたにも関わらず騒動が発生したためと、「効果がなかった」ことが暗に示されている。

それでは、このような結果を大村藩はどのように考えたのだろうか。次の史料を見てみよう。<sup>(57)</sup>

彼地之勤番を茂被 仰付候、付而者以来於其御地外御用被 仰付候儀、先者有之間敷候間、弥彼表之勤方専

一可相心得旨被 仰出候、此度右勤番所長崎奉行江引渡候、付而者以来於其御地外御用之儀、如何相心得可申哉

勤番所の警備が課されるかわりに、「於江府外御用被仰付候儀、先者有之間敷<sup>(58)</sup>」と、大村藩も参勤交代など他の義務は考慮され、勤番所の警備のみに専念する事になっていた。しかし長崎奉行へ引き渡した後、軍役がどのように変更になるのかと、不安やとまどいを感じている。<sup>(59)</sup>長崎警備の見返りとして、幕府は公儀への手伝い普請の免除や、参勤交代の在府期間の短縮という特権を与えるわけだが、大村藩は勤番所の引き渡し後に、より負担の重い軍役が命じられることを心配しているのである。

なお、唐人屋敷の前に設けられた勤番所は、最終的には「其後取払ニ相成申候」と、時期については定かでないが取り払われた。<sup>(60)</sup>

このように唐人屋敷の警備は、当初、長崎奉行を中心に地役人が担っていたが、次第に唐人の不法行為に対応できなくなり、大名である大村藩を加えることになった。幕府の力だけではどうすることもできなくなったのである。しかし、その後も唐人たちの騒動は鎮まるところか増える一

方で、結局、元の長崎奉行主導による警備に戻った。一九世紀初めの唐人屋敷の警備は、そのあり方を模索していた時期といえる。

なお、大村藩が勤番所の警備から手をひいた後については、「唐人屋敷前御番所請方被仰付候に付奉伺候<sup>62</sup>」に記されている。これによると、大村藩士が勤番所から引き払った後、一昼夜二人ずつの警備が役所から地役人に命じられた。そして、「御番所勤向の儀は、御役所附是迄の心得の振合を以相勤候様仕度奉存候、若相変儀も御座候節は早速御届申上候様可仕奉存候」と、これまでと変わらないように勤務に励み、何か異変の際にはすぐに報告するように達せられている。他にも大村藩が引き上げる際に、一緒に武器・幕なども持って行く事になるので、代わりの物の調達についても取り決められている。

## おわりに

本論を通して、近世後期の唐人屋敷について、次の点が明らかとなった。

第一に、長崎を訪れた人々は唐人屋敷の内部およびその付近で、日常とは違う「異国性」を様々な点から感じてい

た。

第二に、一九世紀前後の唐人屋敷をとりまく不法行為として、唐人たちの市中徘徊があった。その要因に密貿易が存在したが、取り締まりは長崎奉行によって違いが見られた。

第三に、市中徘徊を防止する新たな警備体制の構築に、近隣の大村藩も組み込まれ、唐人屋敷の門前に番所を建設して警備にあたった。しかし、不満を抱いた唐人たちは数百人規模の騒動をおこし、結局、大村藩はこの警備からはずされることとなった。

以上のように、幕府は長崎の「境界領域」（唐人屋敷）を管理しようと努力するものの、唐人たちとの間に衝突が発生していた。紙幅の関係上、本論では触れられなかったが、文政一〇年（一八二七）や天保六年（一八三五）にも大規模な騒動が発生している<sup>63</sup>。すなわち、近世後期における長崎の「境界領域」は、より規制をかけられながらも、それがうまく機能しない状態だったといえる。

このように、長崎とは経済や文化の交流だけでなく、一種の緊張感も伴う場所でもあった。その中にある唐人屋敷という「境界領域」は、規制↓衝突↓弛緩を繰り返しながら

ら、次第に解体へと向かっていったのである。

以上の市中徘徊や唐人騒動は、来航した異国人が起こした事件ということでは近世の外交問題であり、うまく統治・阻止できないという点では幕府の内政問題でもある。唐人屋敷がグレーゾーンの「境界領域」であるからこそ、外交・内政両方の問題が浮き彫りになるのである。まさにそれこそが、長崎の「境界領域」の特徴といえるだろう。

本論では、長崎への旅行者や取り締まる側など日本人の視点から見たため、唐寺参りなど唐人の日常性から「境界領域」を考察することはできなかった。今後の課題にしておきたい。

- (1) ロナルド・トビ「近世期の『日本図』と『日本』の境界」(黒田日出男/M・E・ベリ/杉本史子編『地図と絵図の政治文化史』東京大学出版会、二〇〇一年)
- (2) 真栄平房昭「近世日本の境界領域——琉球の視点を中心として——」(『列島史の南と北』、吉川弘文館、二〇〇六年)。菊池勇夫との共編による本書では、「日本」からみると「周縁」として語られがちな、南の奄美・琉球と北の蝦夷地をつなぎ、多様な歴史像を探っている。
- (3) 荒野泰典「近世日本の国家領域と境界——長崎遊女と混血児から考える」(史学会編『歴史学の最新線』東京大学出版会、二〇〇四年)
- (4) 代表的な単著について挙げると、古くは日中貿易の動向と制度について論じた山脇悌二郎『近世日中貿易史の研究』(吉川弘文館、一九六〇年)がある。具体的なものとしては、寛永期に焦点をしぼり、鎖国政策との関連で述べた木崎弘美『長崎貿易と寛永鎖国』(東京堂出版、二〇〇三年)や、貿易を運営した長崎会所の実態について分析した中村質『近世長崎貿易史の研究』(吉川弘文館、一九八八年)がある。日蘭貿易については、近世前期の動向を検証した加藤榮一『幕藩制国家の成立と対外関係』(思文閣出版、一九九八年)、一七世紀から一八世紀にかけての貿易展開を分析した八百啓介『近世オランダ貿易と鎖国』(吉川弘文館、一九九八年)、繁栄から衰退へと向かう過程については、鈴木康子『近世日蘭貿易史の研究』(思文閣出版、二〇〇四年)が詳しい。なお、近世後期の日蘭貿易における反物などの輸入品の実態を検証した石田千尋『日蘭貿易の史的的研究』(吉川弘文館、二〇〇四年)もある。近世から近代への時代転換の中の長崎については、幕末維新期の市場構造と金融資本の成長過程を解明した小山幸伸『幕末維新長期長崎の市場構造』(御茶の水書房、二〇〇六年)がある。
- (5) 高山博「歴史学と異文化認識」(小島孝之・小松親次郎編『異文化理解の視座』、東京大学出版会、二〇〇三年、一四五頁)

- (6) 『長崎古今集覽』上巻(森永種夫校訂『長崎文献叢書第二集』第二巻、三一―九頁)によると、高札場は長崎の八百屋町・出島門前・大黒町・唐人屋敷門前・西浜町・唐人屋敷二之門前・大波戸・長崎村之内小島郷・長崎村之内中川郷・北瀬崎御米蔵所・浦上測掛り之内小瀬戸・浦上村之内山里郷・浦上村測掛り之内道生田塩硝蔵・浦上村測掛り之内神崎大田尾・石火矢台、以上一五か所にあった。
- (7) 古河古松軒『西遊雜記』(宮本常一・谷川健一・原口虎雄編『日本庶民生活史料集成』第二巻、三一―書房、一九六九年、三八―頁)
- (8) 菱屋平七『筑紫紀行』(谷川健一編『日本庶民生活史料集成』第二〇巻、三一―書房、一九七二年、二〇―九頁)
- (9) 長久保赤水『長崎行役日記』(長久保片雲編著、筑波書林、一九九四年、二二―頁)
- (10) 『天保雜記』第六冊(内閣文庫所蔵史籍叢刊『文政雜記』天保雜記(一)』、汲古書院、一九八三年、三三四―頁)
- (11) 『新訂黒田家譜』第四巻、文献出版、一九八二年、四三―頁
- (12) 石田千尋「島原藩の長崎警備・監務と聞役について」(『洋学史研究』第二号、一九八四年)
- (13) 『九葉実録』第二冊、大村史談会、一九九五年、二二―頁
- (14) 『天保雜記』第九冊(内閣文庫所蔵史籍叢刊『文政雜記』天保雜記(二)』、汲古書院、一九八三年、四一二―頁)
- (15) 神戸大学附属図書館住田文庫所蔵『長崎聞見録』巻之三
- (16) 『天保雜記』第九冊(内閣文庫所蔵史籍叢刊『文政雜記』天保雜記(二)』、汲古書院、一九八三年、四一三―頁)
- (17) 長崎奉行についての最新の研究に鈴木康子『長崎奉行の研究』(思文閣出版、二〇〇七年)があり、貿易改革など対外政策が変化する一七世紀後半から一八世紀半ばの長崎奉行の職掌や特質を解明している。この中で長崎奉行について、一七世紀は長崎を統率する名誉職で、一八世紀半ばに経済官僚化すると規定している(三〇七―三一二頁)。
- (18) 長崎歴史文化博物館所蔵『唐人番日記』巻二
- (19) 長崎歴史文化博物館所蔵『唐人番日記』巻三
- (20) 長崎歴史文化博物館所蔵『唐人番日記』巻三
- (21) 『統長崎実録大成』(森永種夫校訂『長崎文献叢書』第一集』第四巻、長崎文献社、一九七四年)二二―頁・箭内健次編『通航一覽統輯』第一巻、一九六八年、一五六―頁
- (22) 長崎歴史文化博物館所蔵『唐人番日記』巻三
- (23) 長崎歴史文化博物館所蔵『唐人館騷動一件』
- (24) 日蘭学会編『長崎オランダ商館日記』第五巻、雄松堂出版、一九九四年、二〇―四頁

- (25) 長崎歴史文化博物館所蔵『唐人館騒動一件』
- (26) 『通航一覽統輯』第一卷、一八一頁
- (27) 『通航一覽統輯』第一卷、一八三頁
- (28) 長崎歴史文化博物館所蔵『唐人番日記』卷三
- (29) 長崎歴史文化博物館蔵『文化七年唐人猿ニ門出入致ニ付御取締筋被仰渡御手頭帳』
- (30) 長崎歴史文化博物館蔵『文化七年唐人猿ニ門出入致ニ付御取締筋被仰渡御手頭帳』
- (31) 日蘭学会編『長崎オランダ商館日記』第六卷、雄松堂出版、一九九五年、一八七頁
- (32) 日蘭学会編『長崎オランダ商館日記』第六卷、雄松堂出版、一九九五年、一八六頁
- (33) 長崎歴史文化博物館所蔵『唐人館騒動一件』
- (34) 長崎歴史文化博物館所蔵『唐人館騒動一件』
- (35) その後の天保改革期の長崎奉行所では、「長崎の益」と「御国益」それぞれを求める対立構造があったという。添田仁「奉行所と地域社会——長崎奉行所の天保改革」(藪田貫・奥村弘編『地域史の視点』、吉川弘文館、二〇〇六年)七七頁参照。
- (36) 横山伊徳編『オランダ商館長の見た日本』(吉川弘文館、二〇〇五年)
- (37) この他に山本博文は、西国諸藩に江戸からの指示を傳達する役割を明らかにした。山本博文「長崎開役日記——幕末の情報戦争」(筑摩書房、一九九九年)一〇一頁参照。
- (38) 広く長崎警備について概観した研究に、中村質「近世の日本華僑」(福岡ユネスコ協会編『外来文化と九州』平凡社、一九七三年)、山本美子「近世の長崎の警備について」(岩生成一編『近世の洋学と海外交渉』巖南堂書店、一九七九年)、中村質「長崎警備」(『長崎県史』対外交渉編、一九八五年)、丸山雍成「海の関所と遠見番所」(渡辺信夫編『近世日本の都市と交通』、河出書房新社、一九九二年)、横田佳恵「老中体制下の長崎防備体制」(『日蘭学会会誌』第三七号、一九九四年)がある。時期を特定して考察した研究もある。近世前期については松竹秀雄「徳川時代の長崎警備と正保四年(一六四七)のポルトガル使節船事件」(『経営と経済』第一九五号、一九九〇年)、松尾晋一「家光政権期の沿岸警備体制について」(東洋大学白山史学会編『白山史学』第三五号、一九九九年)、同「リターン号事件に見る幕藩制国家の沿岸警備体制」(『日本史研究』第四八一号、二〇〇二年)、近世中期は松本英治「寛政期の長崎警備とロシア船来航問題」(『青山学院大学文学部紀要』第四一号、一九九九年)、後期から幕末の時代については、梶輝行「文化・文政期の長崎警備と西洋砲術——長崎鉄砲方高木道之助を中心に——」(『日蘭学会会誌』第三六号、一九九四年)、梶原良則「弘化期の長崎警備について」(『福岡大学人文論叢』第一〇三号、一九九五年)、同「長崎警備と弘化・嘉永期の政局」(中村質編『開国と近代化』吉川弘文館、一九九七年)が見られる。実際に警

備を行う各藩に視点をあてたものには、石田千尋「島原藩の長崎警備・監務と聞役について」(『洋学史研究』第二号、一九八四年)、木原溥幸「幕末佐賀藩の藩政史研究」(九州大学出版会、一九九七年)、長野暹「幕末期佐賀藩の長崎警備と対外危機認識」(『佐賀大学経済論集』第一二七号、二〇〇一年)などがある。

(39) 「文化長崎一件」(長崎純心大学長崎学研究所編「長崎オランダ関係史料」長崎純心大学、一九九九年、二頁)

(40) 長崎歴史文化博物館所蔵「唐人番日記」巻三

(41) 長久保赤水「長崎行役日記」(長久保片雲編著、筑波書林、一九九四年、二二頁)

(42) 長崎歴史文化博物館所蔵「唐人番日記」巻三

(43) 長崎歴史文化博物館所蔵「唐人館騒動一件」

(44) 大村市立史料館所蔵「長崎表勤番等二付書付」・長崎歴史文化博物館所蔵「唐人館騒動一件」・「九葉実録」第四冊(大村史談会、一九九六年)三〇頁・「通航一覽統輯」第一巻、四二八頁

(45) 大村市立史料館所蔵「長崎表勤番等二付書付」・「九葉実録」第四冊(大村史談会、一九九六年)三〇頁・「通航一覽統輯」第一巻、四二八頁

(46) 『続長崎実録大成』(森永種夫校訂「長崎文献叢書 第一集」第四巻、長崎文献社、一九七四年)五六頁

(47) 長崎歴史文化博物館所蔵「唐人館騒動一件」

(48) 大村市立史料館所蔵「唐人屋敷致門前勤番二付何書」。後に三〇日交替では短いと延長の訴えが大村藩から出さ

れている。

(49) 長崎歴史文化博物館所蔵「唐人館騒動一件」

(50) 長崎歴史文化博物館所蔵「唐人館騒動一件」

(51) 長崎歴史文化博物館所蔵「唐人館騒動一件」

(52) 拙稿「唐人屋敷の設立と唐人の不法行為」(神戸女学院大学大学院比較文化学専攻学友会「文化論輯」第一二号、二〇〇二年)。同じく唐人の本法に対する処罰の問題について、松尾晋一「幕藩制国家における「唐人」

「唐館」問題の推移」(九州大学大学院比較社会文化研究院「東アジアと日本」交流と変容」創刊号、二〇〇四年)がある。

(53) 長崎歴史文化博物館所蔵「唐人館騒動一件」

(54) 長崎歴史文化博物館所蔵「唐人館騒動一件」

(55) 大村市立史料館所蔵「長崎唐人屋敷前勤番役御免二付書付」・「九葉実録」第四冊(大村史談会、一九九六年)五五頁・「通航一覽統輯」第一巻、四二九頁

(56) 『通航一覽統輯』第一巻、一六五頁

(57) 大村市立史料館所蔵「長崎警固二付御内慮何并書取」・「九葉実録」第四冊(大村史談会、一九九六年)五六頁

(58) 『通航一覽統輯』第一巻、四二七頁

(59) 安政四年(一八五七)にも大浦警備(長崎港の番所として抜荷の監視・取締り・唐人屋敷に潜入しようとする不法中国人を監視・逮捕する)の変更を命じられ、これまで長崎警備に果たした役割を縷々述べて、近隣への代替を歎願している。菱谷武平「長崎外国人居留地の研

究」(九州大学出版会、一九八八年、六一頁) 参照

(60) 天保六年の騒動の時には史料中から存在を確認できる。しかし、慶応四年の『唐館新地処分書類』には唐人屋敷の構成に勤番所がないので、この間に取り扱われた事は確実である。

(61) 長崎地役人の最新の研究には赤瀬浩「長崎の地役人と乙名」(『港町に生きる』青木書店、二〇〇六年)、添田仁「近世中後期長崎における都市運営と地役人——町乙名の実態的・動態的分析をもとに——」(『ヒストリア』第一九九号、二〇〇六年)がある。両者とも長崎地役人の中でも実務を担当した「乙名」に焦点をあてている。

(62) 「唐人屋敷前御番所請方被仰付候に付奉伺候覚」(長崎純心大学長崎学研究所編『長崎オランダ関係史料』長崎純心大学、一九九九年、八六頁)

(63) 喜多恵は「文政十年・天保六年における長崎唐人騒動」(『福岡大学大学院論集』第一八卷二号、一九八六年)において、福岡側の警護役を務めた伊丹家の史料を中心に、この時期の騒動について明らかにしている。

(みのり) みほこ・関西大学非常勤講師 日本経済史研究所研究員